

# 板橋区学校給食共同購入物資納入約定書

1 契約対象 令和 年度 ～ 月分

2 納入場所 板橋区立小中学校 校

3 約定年月日 令和 年 月 日

4 納入品目及び単価

| 納入品名   | メーカー | 規 格 | 単価（円） |
|--------|------|-----|-------|
| 別紙のとおり |      |     |       |

東京都板橋区立小中学校給食物資購入運営協議会（以下「協議会」という。）は、上記物資を共同購入することについて協議会を甲、物資納入者を乙として下記条項により約定し、相違なく履行する。

## 記

- 第1条 乙は学校から上記物資の納入請求があった時は、数量、規格、納入場所、納入方法等、学校の指示に基づき、学校毎に納品書1通を添えて納入しなければならない。
- 2 乙は物資を学校に納入するまでの間、商品規格書記載の温度で適切に管理しなければならない。
- 第2条 乙は特別の事由により甲の指示どおり物資を納入できない場合、すみやかに甲に報告しなければならない。
- 第3条 納入物資は甲の指示する規格のほか、品質、鮮度は常に良好な物でなければならない。
- 第4条 乙が納入した物資については学校の検査を受け、不合格品が生じた場合、遅滞なくこれを引き取り、すみやかに代品を納入しなければならない。
- 2 第1項の不合格品について、乙は甲の指示があった場合は、その顛末及び納入物資の見本を提出しなければならない。
- 第5条 乙の物資取扱者は毎月検便を行い、また年1回以上健康診断を受け、その結果について甲が報告を求めた際は提出すること。
- 2 乙は自己の営業または物資取扱上使用する施設及び設備について、年1回以上保健所の検査を受け、その結果について甲が報告を求めた際は提出すること。
- 第6条 乙はすべての従業員に安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施すること。
- 第7条 甲は乙が下記の各号の一に該当するときは、本約定を解除することができる。
- (1) この約定事項を遵守しないとき、またはその見込みがないと認めたとき。
- (2) 物資の取扱上著しい事故が生じたとき。
- (3) 乙から解除の申し立てがあったとき。
- 第8条 納入物資にかかる代金について、乙は共同購入分と学校購入分の請求額を分けて記載し、ひと月毎にとりまとめ、翌月5日までに学校に提出するものとする。ただし、甲が特別の指示をした場合、指示に従うこととする。
- 第9条 前条の代金について、学校は請求のあった日から30日以内に乙に支払わなければならない。支払い時に振込手数料が生じる場合は、学校が負担することとする。
- 第10条 乙は学校別請求額一覧表をひと月毎にとりまとめ、翌月末までに区教育委員会に提出する。
- 第11条 乙は台風等の気象災害時においては、物資納入前日に区教育委員会ホームページで休校情報を確認し、休校の場合には、翌日物資を納入しないこと。
- 第12条 本約定書に定めのない事項については協議会諸規定を遵守し、甲乙協議し、決定するものとする。

上記約定の証として本証書2通を作成して甲乙各1通を保管する。

甲 東京都板橋区立小中学校給食物資購入運営協議会長

印

乙 物資納入者

印

（令和7年3月更新）